

# 雇用保険料再計算手順

『給与大臣』をご愛用いただき、誠にありがとうございます。

平成 19 年 4 月より、雇用保険料率が改正されることが決定しました。

既に改正前の料率で計算された給与データの、雇用保険料の再計算を行われる場合は、以下の手順に従って作業をお願いいたします。

## 1 雇用保険料率の変更

| 業種    | 平成 19 年 3 月 31 日まで | 平成 19 年 4 月 1 日以降  |
|-------|--------------------|--------------------|
| 一般    | 19.5/1000 (8/1000) | 15.0/1000 (6/1000) |
| 農林水産  | 21.5/1000 (9/1000) | 17.0/1000 (7/1000) |
| 土木・建築 | 22.5/1000 (9/1000) | 18.0/1000 (7/1000) |

( ) は被保険者負担分

料率変更方法につきましては、先に送付させていただいております『給与大臣』追補マニュアル（平成 19 年雇用保険率改正対応の手順）を御覧ください。

## 2 給与データの再計算

既に、料率変更の給与月の給与データを計算済みで、給与支給までに修正が間に合う場合は、雇用保険料率の再計算をお願いいたします。

①[メニュー]—[データ入力]から、該当の給与月を開きます。

※入力形式が、「表形式」の場合は、「明細形式」に切り替えを行います。

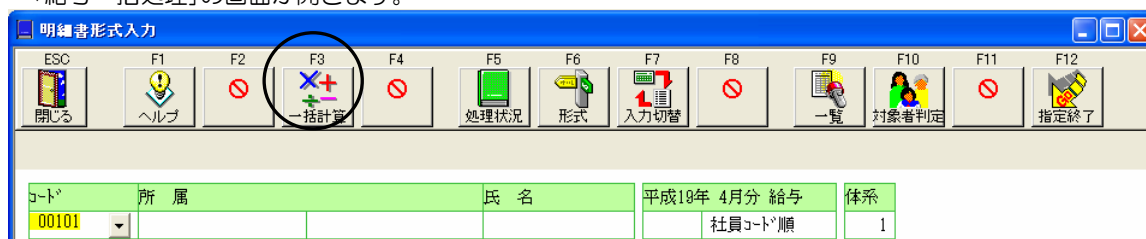
F7[入力切替]をクリックします。

下図のようなメッセージが表示されますので、[OK]をクリックしてください。



②F3[一括計算]のボタンをクリックします。

「給与一括処理」の画面が開きます。



③処理内容を「選択項目再設定」にチェックをつけます。

ファイル指定を「99：一時ファイル」にして、Enter を押してください。

「一括計算個別選択」の画面が開きます。

④分類を、「4：給与 控除計算項目」に設定します。

今回は、雇用保険の項目と、それに伴って所得税の項目を再計算したいので、「項目一覧 (A)」にあがってきている「雇用保険」と「所得税」の項目をクリックします。2つの項目の表示が反転しましたら、[追加]をクリックしてください。

「雇用保険」と「所得税」の項目が「選択内容 (B)」に移動します。

[OK]をクリックしてください。

⑤「給与一括処理」の画面に戻ります。

項目選択の欄が、“2個選択”になっていることを確認します。

最後に、[OK]ボタンをクリックしてください。

“雇用保険”と“所得税”の項目のみが、再計算されます。

給与一括処理

ESC F1 F2 F3 F4 F5 F6 F7 F8 F9 F10 F11 F12

処理内容 ☐ 支給日・基準日・基準時間・備考設定 ☐ 固定項目再設定 ☐ 計算項目再設定 ☒ 選択項目再設定 ☐ 未処理社員 ☐ 所属情報 ☐ 雇用保険設定

ファイル指定 00-時ファイル

項目選択 2個選択

社員指定 99:全範囲 4 / 41

支給日 ☒ 設定する 平成 19年 5月 5日

基準日数 ☒ 設定する 20.00 日

基準時間 ☒ 設定する 160.00 時間

備考 ☒ 設定する

OK(F12) キャンセル(ESC)

⑥以上で、雇用保険料の再計算の作業は終わりです。